2　（略）

（指定家畜集合施設）

第十八条　法第十二条第一項の農林水産大臣の指定する催物は、次のとおりとする。

一　競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）に基づいて行う競馬

二　（略）

三　都道府県の区域（北海道にあつては、支庁の区域）を超える区域から牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥又は七面鳥を集合させる共進会、博覧会その他これらの家畜又はその能力等を展示するためにする催物

（検査の実施状況等の報告及び通報）

第二十条　（削る）

都道府県知事は、毎年一月三十一日までに、その前年中に特定疾病又は監視伝染病の発生を予防するためとつた措置につき、その実施状況及び実施の結果を取りまとめ、別記様式第十三号により農林水産大臣に報告しなければならない。

2　（略）

（焼却、埋却等の基準）

第二十一条　法第二十一条第一項の焼却及び埋却、法第二十三条第一項の焼却、埋却及び消毒並びに法第二十五条第一項の消毒についての農林水産省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一　焼却及び埋却にあつては、対象とする家畜の死体又は物品の性状、病原体の性質、次に掲げる措置の基準その他の事情を勘案し、当該措置の目的を十分に達成できるような方法により行うこと。

イ　死体を焼却する場合にあつては、死亡獣畜を焼却する施設を有する死亡獣畜取扱場又は人家、飲料水、河川若しくは道路に近接しない場所であつて日常人若しくは家畜が接近しない場所で行うこと。

ロ　物品を焼却する場合にあつては、焼却炉又は人家、飲料水、河川若しくは道路に近接しない場所であつて日常家畜が接近しない場所で行うこと。

ハ　死体を埋却する場合にあつては、死亡獣畜を埋却する施設を有する死亡獣畜取扱場又は人家、飲料水、河川若しくは道路に近接しない場所であつて日常人若しくは家畜が接近しない場所で行うこと。

ニ　物品を埋却する場合にあつては、人家、飲料水、河川又は道路に近接しない場所であつて日常人又は家畜が接近しない場所で行うこと。

ホ　死体又は物品を埋却する場合にあつては、埋却した場所に、次の事項を記載した標示をしておくこと。

(1)　埋却した死体又は物品に係る病名及び家畜にあつてはその種類

(2)　埋却した年月日及び発掘禁止期間

(3)　その他必要な事項

2　（略）

（指定家畜集合施設）

第十八条　法第十二条第一項の農林水産大臣の指定する催物は、次のとおりとする。

一　競馬法に基づいて行う競馬

二　（略）

三　都道府県の区域（北海道にあつては、支庁の区域）を超える区域から牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら又は七面鳥を集合させる共進会、博覧会その他これらの家畜又はその能力等を展示するためにする催物

（検査の実施状況等の報告及び通報）

第二十条　都道府県知事は、毎月十日までに、その前月中に特定疾病又は監視伝染病の発生を予防するためとつた措置につき、その実施状況及び実施の結果を取りまとめ、別記様式第十二号により農林水産大臣に報告しなければならない。

2　都道府県知事は、毎年一月三十一日までに、その前年中に特定疾病又は監視伝染病の発生を予防するためとつた措置につき、その実施状況及び実施の結果を取りまとめ、別記様式第十三号により農林水産大臣に報告しなければならない。

3　（略）

（焼却、埋却等の基準）

第二十一条　法第二十一条第一項の焼却及び埋却、法第二十三条第一項の焼却、埋却及び消毒並びに法第二十五条第一項の消毒についての農林水産省令で定める基準は、別表第三のとおりとする。ただし、腐蛆病の病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある物品についての法第二十三条第一項の焼却及び消毒の基準は、別表第四のとおりとする。

（新設）